

## 長野県消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会 議事録

○日 時： 令和元年（2019年）5月24日（金）午後1時30分から3時30分まで

○場 所： 長野県北信消費生活センター 1階 教室

○出席者： 審議会委員（9名）

山岸重幸委員（会長）、有賀正典委員、鶴田敦子委員、大和久子委員、  
草深邦子委員、手塚優子委員、徳嵩淳子委員、倉田由里子委員、  
西村芳郎委員

県側

長野県県民文化部長 増田隆志、くらし安全・消費生活課長兼北信消費生活センター所長 古川浩、企画幹兼課長補佐兼企画指導係長 瀧澤修一、課長補佐兼相談啓発係長 北條浩之、中信消費生活センター所長 村山隆一、南信消費生活センター所長 石澤一志、東信消費生活センター所長 河西光章 ほか

### 【事務局 くらし安全・消費生活課 瀧澤企画幹】

最初に委員交代についてご報告申し上げます。

長野県銀行協会事務局長 早川隆一委員の退任に伴い、長野県銀行協会常務理事 西村芳郎様に委員として委嘱を申し上げたところでございます。続きまして、長野県議会議員 小島康晴委員の退任に伴い、同じく長野県議会議員 清水純子様にも委員としての委嘱を申し上げたところでございます。これによりまして、本審議会の現在の委員は、お手元にお配りしてある名簿のとおりとなっております。それでは、新しい委員で本日もご出席の西村様に、自己紹介をお願いします。

### 【西村委員】

長野県銀行協会常務理事の西村芳郎です。これまで事務所が松本にございましたが、この4月から長野に移ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【事務局 くらし安全・消費生活課 瀧澤企画幹】

ありがとうございました。

本日の審議会の出席状況でございますが、市村委員、清水委員、古川委員、小林委員、笹委員、高木委員が欠席をされております。したがって、委員総数15名中、9名の皆様のご出席を賜りまして、長野県消費生活条例第46条で準用する第28条第2項の規定及び長野県消費者教育推進地域協議会設置要綱第6の規定による過半数のご出席があり、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、増田県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

### 【増田県民文化部長】

県民文化部長の増田隆志と申します。4月1日の人事異動でまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会にご出席いただき、

まことにありがとうございます。

皆様には消費者問題だけにかかわらず、日頃から県政全般に対してご協力賜っておりますこと御礼申し上げます

現在、当審議会で答申をいただいた、平成 30 年度を初年度とする第 2 次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画が進行中でございまして、今年度は 2 年目となっております。県としても、いろんな機関と連携しながら、計画に沿って、また、その目標の達成に向けて、施策を展開しているところでございます。このあと担当から取組み状況についてご説明申し上げます。まだ成果と言うところまでのご報告とはいかないところでございますが、ご意見を賜ればと思っております。

県といたしましても、今の消費者情勢等に対し、重点的に取り組まなければいけないと思っているものがいくつかございます。

ひとつには特殊詐欺被害への対策でございまして。県警様にも重点的にお取り組みいただいているところでございますけれど、30 年度は、認知件数が減少しているというものの、被害額は増額しているという状況です。今朝も 80 代の女性の方が被害に遭われたという報道がなされておりましたが、引き続き、出前講座等の啓発活動を実施し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

それから、課題のひとつとして消費者教育がございまして。成年年齢引下げ等の対応等もございまして、教育委員会などとも連携し、ライフステージに応じた適切な消費者教育ができていくのか、何が必要なかを考えながら推進してまいりたいと考えております。

また、体制としては、できるだけ身近なところに消費者問題を相談できる場所、相談に行ける場所があった方がよいと考える一方、高度化や市町村の状況によっては、県の消費生活センター機能の強化、市町村消費生活センターとの連携強化といったことについての問題意識も持っております。

また、新たな問題として、エシカル消費の推進にも昨年度着手いたしました。これについても進めてまいります。

雑駁にいろいろ申し上げましたが、皆様方には、このあと説明を申し上げる県の施策に対して、それぞれの立場から、また、中長期的な視点を含めて、ご発言、ご指導を賜りたいと思っております。

最後になってしまいました。山岸会長様にはいろいろ計画策定からご尽力いただきありがとうございます。

どうぞよろしく申し上げます。

#### 【事務局 暮らし安全・消費生活課 瀧澤企画幹】

これより会議事項に入らせていただきます。

当審議会の議長につきましては、消費生活条例第 46 条で準用する第 28 条第 1 項の規定によりまして、会長が務めることとされておりますので、山岸会長に議事の進行をお願いいたします。それでは、山岸会長よろしくをお願いいたします。

#### 【山岸会長】

今年度は第 2 次長野県消費生活基本計画の 2 年目でございます。計画策定の時から、皆様方には活発にご議論していただき、ご意見をいただきました。手厳しいご意見も多々あったとこ

ろです。本日も率直に忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日の審議内容ですが、平成30年度事業実績について、令和元年度事業計画について、学校における消費者教育の推進について、となります。

当審議会の運営につきましては、「長野県消費生活審議会の運営について」に基づき、運営されます。本日の会議に関して、報道の皆さんを含め傍聴者の撮影・録音は、事前に会長の許可を得ることとされており、あらかじめ許可しましたので、ご了承願います。

それでは、会議事項の(1)平成30年度事業実績について、事務局から説明をお願いします。

#### 【くらし安全・消費生活課 古川課長】

(資料1～4により説明)

#### 【手塚委員】

資料1の重点目標の二つ目、長野県版エシカル消費の認知度100%を目指していて、統計の取り方については、環境フェアにて集計となっています。環境フェアについては、来場者が減っていたり、賛同企業が減っている中、分母が少ないところで統計・集計をとるというのはどうなのでしょう。他に統計をとるような場所はないのでしょうか。

#### 【くらし安全・消費生活課 古川課長】

環境フェアという特定のイベントでの統計・集計についてございますが、これについては、当初、アンケートを実施するよい機会を探る中で、この場所を選ばせていただきました。確かに分母の大きい調査ができればよいのですが、この取組みも、緒についたところであり、推移をみるためにもしくは環境フェアで行ってまいりたいと思っております。県政モニターアンケート等、様々な手法があるので、順次把握できるものがあればそちらへ転向していきたいと考えております。

#### 【徳高委員】

資料2の5ページですが、キックオフフォーラムが開催され、私も参加しました。

認知度を上げるというところでは、講演も含めてよかったと思います。

ただ、以前この審議会でも、「買うことを推進するとか、押しつけになってはたいへんですね」という意見が出ていたと思いますが、「選ぶ自由」とかそのあたりのことが心配です。

ここに参加したパネラーの方は、「買いましょう」とか「使いましょう」というアピールが強かったように感じました。エシカル消費は、普段の暮らしから「もったいないをなくす」とかそういった細かいところにあります。キックオフの割には、「買いましょう」の色合いが強いと感じました。そういったものを押し出すのではなく、消費するのにどんな方法があるのかをアピールしていかないと、買うことができる世代にしか受け入れてもらえないものになってしまうのではないのでしょうか。そのあたりどう振り返るか、総括をおきかせください。

#### 【くらし安全・消費生活課 古川課長】

キックオフフォーラムの総括ですが、エシカル消費は、「買いましょう」ということではなく、商品の生い立ちや使った後どうなるかということや消費者の方が自ら考え、消費者が行動することであり、購入等を強制するものではないと認識しております。

今回のフォーラムの中でも、基調講演で大室教授が、消費は投票行動であることをおっしゃいました。消費者の選択が社会を変えていくのだということをおっしゃっておられました。パネルディスカッション等にご参加いただいた皆様は、エシカルを実践されている方なので、そのようなトーンが感じられたかもしれませんが、フォーラムそのものは、「みなさん考えましょう」ということで発信させていただきました。

キックオフフォーラムなので、普段みなさんがやっているごみ減量などもエシカルなのだという気づきとなったと考えております。

課題としては、県民の皆様十分に発信できているかということ、現状でも「エシカル消費ってなんだろう」というお声をお聞きますので、今後は、若い方やお子さんを含めてエシカル消費ってどういうことなのかとか、そういう行為が見えるためには事業所の方にも取組みをいただくなど、展開をしていきたいと考えております。

### 【鶴田委員】

エシカルについては、3～4年かけてこの審議会でも議論していますが、エシカルでいきましょうという積極的な意見は、行政の方には申し訳ないが委員側にはそんなにないのです。

エシカル消費は英語で言うと倫理的消費ですが、それだけではだめだと思うのです。そこは消費者庁でも揺れているところで、消費者教育学会でも、「エシカルでいこう」という意見と「いや待てよ」という意見があります。長野県は、ここは丁寧に進めていくことをやっていった方が良くと思っています。

12ページのところで、これからの方針でエシカルが抽象的になってしまいました。

「長野県版」にこだわった意味は「抽象的なのはやめましょう」ということでした。わかりやすく、「地産地消」とか、長野県が前からやっている「買い物袋はやめましょう」とか、そういうものがいくつかあって、それで長野県版としてやれるのではないかということでした。これが抽象的になると、何をやってもエシカルとなってしまいますので、次の時も丁寧に議論したほうがよいと思います。

認知度について、私は教科書をつくっていますが、書くか書かないか迷うところです。消費者教育はエシカル教育ですと推進する人もいるし、そうでない人もいて、どのように書くか悩んでいます。

言葉は浸透していくと思いますが、エシカルの中身が何かを伝えないといけません。

少し前は「消費者市民社会」が流行していましたが、今は下火となっています。今は「エシカル」が流行ですが、慎重にやらないとこれも下火になってしまいます。

それよりも長野県が築きあげてきた消費者団体等の取組みの「地産地消」や「地元のものを買って行こう」ということを言っていた方が、エシカルと言わなくても長野県版が伝わりやすいのではないのでしょうか。

2ページ消費者教育の充実ですが、「学校等への消費者教育推進講師派遣」の参加者 1,369名とあり、すごく多いなと思いましたが、これは7ページの消費者教育推進講師の派遣の人数ですよね。ダブルカウントではないのですか。6ページの出前講座（学校関係）で、小中学校は空欄だけど、「学校等への消費者教育推進講師派遣」では小中学校もやっているのですね。

くらしのセミナーは減ってきているのですね。

適格消費者団体は長野県にはまだないようですが、全国でも多くはないですね。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

くらしのセミナーについてですが、昨年度から消費者大学を開催いたしました。それ以前は、くらしのセミナーで様々なテーマを設けて、県民の皆さまに参加していただいておりますが、消費者大学では一連の講座で開催することとしました。過去にくらしのセミナーで実施していたものが消費者大学に振り替わったものは減っております。

小中学校における消費者教育については、例えばネットのトラブル等について勉強されたいという希望に対しては専門の方をお願いして、講師派遣という形で開催しております。

出前講座は、職員が直接出向いてお話しさせていただく形で事業を実施しておりますが、小中学校については、より専門的な方のお話しを聞きたいというオーダーがあり、講師派遣の事業をご活用いただいているところでございます。

エシカル消費については、おっしゃるとおり、言葉としては「倫理的消費」でわかりにくいところです。県でも進めるにあたり、ごみの減量、食品ロスの削減、地消地産、信州バイ運動等、その他の取組と連携して進めており、そういった取組みも、まさにエシカル消費のひとつですと、これまでみなさんがやってこられたことがエシカル消費ですよということをご理解いただくことが長野県版エシカル消費の認知度につながると考えております。

これまでのみなさんの行動が、環境や社会、子供、障がい者の方に配慮した行動であることを丁寧に発信して周知を図ってまいりたいと思います。

適格消費者団体については、本県で、ひとつの団体が、認定を目指して様々な取組を進めていらっしゃいます。事業者の方への申し入れ等の実績を重ねられているところでございます。

全国的にもまだまだ数は少ないですが、消費者被害の救済のためには、力になっていただける団体が本県にもぜひ育っていくことが大きいと思っております。

**【山岸会長】**

適格団体の認定に向けた団体については、私もたまたま理事をやっておりまして、具体的には、相談員の方と勉強会をしたり、少々問題のある表示等について、事業者に対し申し入れを行い、実際に改善していただいた例もあり、そういったことを積み重ねているところです。

あと数年のうちにはなんとかなるのではないかとこのころです。

**【鶴田委員】**

画期的な制度だと思っておりますので、ぜひ長野県は先頭を切っていただきたい。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

国の予算も財源にして、事業を実施しており、消費者団体の活動に応じて補助しております。団体様から活動内容をしっかりお聞きして対応してまいります。

**【有賀委員】**

高校の出前講座が81回となっていますが、何の講座でしょうか。県内に高校は80校ぐらいなのですが、1校1回、81校もやっていないと思われるのですが。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

中信地区の高校で多く受けていただいております。これは中信消費生活センターで勤務いた

だいている方が高校教員のOBの方で、高校のネットワークを活用して活動していただいております。

**【中信消費生活センター 村山所長】**

当センターの市町村支援員が高校の家庭科の教員でした。消費者教育は家庭科の授業で行いますので、家庭科の先生のネットワークで実施したものです。

回数については、学校単位でなく、1回呼ばれて実施すれば、学校単位でも、クラス単位でも1回となります。

**【鶴田委員】**

専門家が行ったら講師派遣で、行政の方が行ったら出前講座とのことですが、どちらでも出前講座でよいのではないのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

予算の枠組みで仕分けをしております。統計の取り方については検討してまいりたいと思います。

**【山岸会長】**

さきほどの教員OBの方については属人的な繋がりを活用しているようですが、(その方の転退職等の事情があっても)事業は継続していけそうですか。

**【中信消費生活センター 村山所長】**

最初は個々の繋がりで行っていましたが、口コミ等でネットワークが広がりつつあり、継続して実施していけるものと考えております。

**【山岸会長】**

次に会議事項の(2)令和元年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

(資料5～6により説明)

**【手塚委員】**

4ページの若年者に対する消費者被害情報の発信で、各種媒体を活用とありますが、「各種媒体」とは具体的にどのようなものですか。若い人は、ラインをよく使っているようなのですが、そのようなものも使っているのか、あるいは使う予定があるのかおきかせください。

**【くらし安全・消費生活課 北條課長補佐】**

メールマガジンや情報誌、ツイッター等も活用して情報発信しております。今ご提案いただいたラインについては、まだ活用できておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

**【有賀委員】**

今、メールマガジンという話がありました。私どもも県の組織なので消費生活センターから送られてきますが、文字だらけで改行もよくわからず効果がない。少し考えていただきたい。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

全国の各県にうかがっても、若い方への発信についてはSNS等様々な媒体を活用していかなければという話をお聞きしている。メールマガジンについては改善すべき点が多いと思うので、できるところからすぐに改善してまいりたい。

**【鶴田委員】**

8ページの消費者教育人材育成施策のイメージですが、消費生活サポーターの方々にどのように実際の活動に参加してもらおうかというところが見えてこない。国家資格（消費生活相談員）を取得することを応援する講座に、現在いるサポーターを引き上げていくということですか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

全体のイメージですが、消費者大学は自立した「消費者として自分が行動するという方」と、「公民館活動等身近な場で活動する消費生活サポーター」を支援するということで取り組んでおります。サポーターへの具体的な支援の方法は、活動に必要な情報や知識をお届けし、「最近こういう被害が出ています」とか、「国民生活センターから注意喚起がされています」等の情報提供をしております。また、昨年度は、街頭啓発活動の際や、出前講座等の際にお手伝いいただくときに着用するジャンパーをお配りし、一緒に活動していただける方を増やしていきたいと考えております。

そういう方々の中から、もっと勉強してもっと高度な知識を得て、消費者教育をやっていきたいという方を育てるのが消費者教育中核的人材育成研修でございます。

消費者大学は全く知識のないところから学んでいただき、そこで学んだ方がレベルアップしていくのが消費者教育中核的人材育成研修となっております。

一方で、身近で相談できる場所が必要という点について、消費生活相談員の国家資格を持った方に市町村の相談窓口で相談に応じていただく、そういう人材を増やしていくことが本県消費者行政のためとなりますので、資格取得のための支援講座を無料で実施しております。

サポーターで意欲のある方、既に市町村の相談業務に当たっているが資格を持っていない方に受講していただき、ぜひ資格を取得していただいて、専門的な相談にも対応していただくために支援講座を開催しております。

**【鶴田委員】**

サポーターが活動した時の手当はどうなっているのですか。資格をとって認定されて、活動する場があってもずっと無給であれば、上に行かないのではないのでしょうか。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

長野県としては活動に際し、傷害保険について対応しております。また、モチベーションに繋がると考えまして、ジャンパーやサポーター章をご用意し、一緒に活動していただくようなときに着用いただいているところでございます。

**【鶴田委員】**

エシカル消費について、「消費は投票だ」というのはずっと言われてきましたが、最近それはおかしいと言われ始めました。なぜかと言うと、一般的な投票は平等ですが、消費は平等ではありません。何をかうか（消費）という時、お金のない人は安いものを買います。お金のある人は高くても買います。消費は選択で投票だから、みなさん考えて選択して買きましょう（投票しましょう）と言うのは現実を見ていないのではないのでしょうか。消費の行動はみんな違うから、エシカル消費を知ることが重要で賛成だけど、「エシカルで行きましょう」みたいに書いてしまうと、少し違うかなと思います。

SDGsの「作る責任使う責任」のターゲットの3番目では食品ロスを減少させるということを具体的に提案しています。長野県版エシカル消費の具体例を挙げないと、明確にならないのではないかと思います。

12 ページのエシカル消費の三者間の図について、消費者、事業者、学生によるマップ作成となっていて、県立大学ができる時からこの構想があるから県立大学の記載があるが、高校生でもすでにエシカル消費の実践は始まっています。考え方はいいとして、なんでもエシカルにして、若い人だから新しい考え方というのではなくて、例えば、事業者と消費者の連合の組織を作ってそこに若い方が参加できるような仕組みを考えてもよいのではないかと思います。

**【くらし安全・消費生活課 古川課長】**

消費者の方がどういう行動をとるかということについて、あくまで消費者の自らの選択であるということで、その上で具体的なものを示していけたらと思っております。

また、学生によるマップ作成等の取組みについては、例えば、食品ロスへの取組み等は消費者団体等ですでに多くの方が取り組まれていることで、あえてエシカルを言わなくても取り組みがされておりますが、一方、若い方へ訴求できているかは課題があると思っております。マップは、学生の視点でエシカルの取組に繋がるものを学生が自分でレポートして作るものであり、これがエシカルと強制するものではなく、若い方に気が付いていただくものと考えております。

**【山岸会長】**

消費者大学について、1 回目、無料の駐車場がないということで指摘させていただいたが、今回はなんとかなりましたか。

**【くらし安全・消費生活課 北條課長補佐】**

対応いたしました。

**【山岸会長】**

エシカル消費について、阿部知事を含めて職員の方々は、業界団体とかその役員会とか、行かれると思うのですが、わかりやすい言葉でひとこと言っていただくと多少は広報に繋がるのではないかと思います。

知事の肝いりの事業でもありますので、ぜひやっていただきたい。

さきほど鶴田委員から県立大学の話が出ましたが、思いつきの言うところ、健康志向とかあるいは経済的格差の問題から考えると、エシカルということと、相反する面が出てくるのではない

いのか。つまり、健康志向は食品ロス削減に繋がるのか繋がらないのか、あるいは経済的格差と言われる中でエシカルと言って付加価値を付けると商品が売れるようになって社会的に影響はどうか、大学には情報がたくさんありますので、そのあたりを大学で研究していただければ、と思います。

#### 【山岸会長】

次に会議事項の(3)学校における消費者教育について、事務局から説明をお願いします。

#### 【教育委員会学びの改革支援課 宮澤指導主事】

(資料7により説明)

#### 【手塚委員】

母親の立場からのお願いですが、各学校での学生に向けた出前講座等、外部の方の講演は大変いいと思います。教員向けの研修会の実施について、社会へ子供を送り出す親としては、生きて行く知恵をつけてほしいと思います。社会人になって、一人暮らしが始まって、特殊詐欺だけでなく、いろんなトラブルに巻き込まれることがあるということをやってほしいと思います。

#### 【教育委員会学びの改革支援課 宮澤指導主事】

教員研修について、消費者教育、金融教育、租税教育等、生活そのものに対してそれぞれの発達段階に応じて適切に対応できるよう小中高と連携しながら進めてまいりたいと思います。

#### 【有賀委員】

成年年齢引下げについて、今週、全国の家庭科の校長先生の会議及び全国の高等学校の校長先生の会議がありました。その際、文部科学省から今年の政策の説明の中で、新指導要領が始まるのが4年位先なのですが、成年年齢引下げは、来年入った生徒が18歳になったときから始まってしまうことから、家庭総合の教科の中にある消費者教育を1・2年生のうちに終わらせてくださいと言われていました。徹底してくださいといろんな機会に言われます。

県でも、現在3年生でやっているものもありますが、特に契約に伴うもの、責任に伴うもの等については、引き下げて実施するよう、指示をしているところでございます。

#### 【鶴田委員】

高等学校の家庭科の単位は2単位と4単位が選択できるようになっています。長野県では2単位しか取れないところが多いのですが、2単位か4単位かは、「知識に終わらないで、考える授業ができるかどうか」の分かれ目なのです。4単位の学校は全国で3割を切りました。その中で、教育現場は、子供達の生活に活かした勉強をさせたい、でもできない、一方でいい大学に入りたいというジレンマの中にいます。現場の先生は苦しんでいますので、教育委員会で考えてほしいと思います。

#### 【教育委員会学びの改革支援課 宮澤指導主事】

学習指導要領については、教科横断的な学習の方針というものがあり、家庭科も含め、成年

年齢引下げを踏まえ、生徒が社会に出るまでに、生徒が主体的に考え、判断行動できるようなカリキュラム作りを進めてまいりたいと思います。

**【山岸会長】**

他に委員の皆さんから何かご発言がございましたらお願いします。

それでは、ご発言もないようですので、議事を終了させていただきます。

本日は、委員の皆さんから多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました。また、ご多用の中、当審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

私ごとですが、これで任期満了となりました。みなさんからいろいろ教えていただくことがありまして、充実した審議会がやってこられたと思っております。

ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

**【事務局 暮らし安全・消費生活課 瀧澤企画幹】**

会長さん、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました

ひとつおしらせがございます。北信消費生活センターですが、県庁内の配置の見直しに伴い本年12月を目途に県庁本館西側の西庁舎の1階に移転することとなりました。

ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、閉会にあたり増田県民文化部長からごあいさつを申し上げます。

**【増田県民文化部長】**

本日は、長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

山岸会長におかれましては、大変ありがとうございました。引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私ども、どうしても、供給側の目線と理論で仕事を進める癖があることから、消費者側、お使いする側の目線で仕事をしなければいけないなど考えることが多いのですが、今日みなさまのお話しをお聞きし、出前講座の統計の取り方やメールマガジン等供給側の目線だったかなと思っております。

エシカル消費について、いろいろ御意見をいただきましたが、考え方自体は悪いものでないとのお話もいただきました。県庁の中で連携していくと申し上げましたが、正直県庁の中でエシカルという言葉の認知度がどれほどあるのか、もっと言えばエシカルという言葉の正確な定義が私を含めできているのか、あるいはできていなくても共有できているのか、見つめ直すのが必要だと思っております。県庁の中でもエシカルについて考える会を持ってみたいと思っております。エシカルという言葉を見つめなおすことによって、消費行動そのものを考える機会になるかなと思っております。引き続き、いろいろなご意見をいただけるもの思っております

本日は、ありがとうございました。